

## 第2期鳥取県国民健康保険運営方針の策定に係る意見照会結果

令和3年1月14日に、国民健康保険法第82条の6第6項の規定に基づき市町村に意見を求め、その結果と対応を整理したものです。なお、以下の意見以外はありませんでした。

頁	運営方針（案）の記載内容	左記の修正意見	理由	対応案
第3章 納付金及び標準的な保険料（税）の算定方法				
P16	1 基本的な考え方 第1期運営方針の取組状況と国の基準を踏まえ、保険料水準平準化の取組を更に進めることとし、次の考え方で取り組んでいきます。	1 基本的な考え方 第1期運営方針の取組状況と国の基準を踏まえ、 <u>鳥取県における国保のあるべき姿を明確に示して保険料水準平準化の取組を更に進めることとし、次の考え方で取り組んでいきます。</u>	保険料水準平準化の取組を進めるためには、国の都道府県国民健康保険運営方針策定要領に示されている「統一化の定義や前提条件等」を明確に示して、負担の増減が生じる市町村や被保険者に公平で安定した制度づくりの理解を求める必要があると考えるため。	採用する。
P23	4 標準保険料率の算定方法（略） 県が行う市町村標準保険料率の算定方法は、納付金と同様に、国の基準に示された算定方式を基本とし、各項目の考え方を次のとおりとして、本県では算定します。 なお、標準保険料率は、将来的な保険料水準統一に向けた指標として <u>活用</u> します。	4 標準保険料率の算定方法（略） 県が行う市町村標準保険料率の算定方法は、納付金と同様に、国の基準に示された算定方式を基本とし、各項目の考え方を次のとおりとして、本県では算定します。 なお、標準保険料率は、将来的な保険料水準統一に向けた指標として <u>活用できるよう、その算定方式については具体的な検討を進めます。</u>	標準保険料率は、「見える化」だけでなく、将来的な保険料水準の統一を図る観点からも定めるものですが、国の基準ごおりの算定方法で統一するものではなく、P16の基本的な考え方を踏まえながら、標準保険料率の算定方式も検討する必要があると考えるため。	採用する。
第4章 保険料（税）の徴収の適正な実施				
P26	2 収納対策 (2) 収納率向上等のための取組（略） 滞納者が <u>再三の督促、催告</u> にもかかわらず納付に応じない場合は、実情を踏まえた上で差押え等の滞納処分を行う方針とすること。	2 収納対策 (2) 収納率向上等のための取組（略） 滞納者が <u>督促、催告</u> にもかかわらず納付に応じない場合は、実情を踏まえた上で差押え等の滞納処分を行う方針とすること。	督促は納期限ごとに1回限りであり、また再三はその程度が曖昧と考えられるためであり、誤解につながらないように修正するもの。	採用する。